

1 府の概要（H30年度）

人口	8,856,444 人
保護率	3.2 %

2 参加自治体（H30年度）

福祉事務所設置自治体数 (府、指定都市及び中核市を含む)	35
一時生活支援事業実施率	100%
参加自治体数 (大阪市以外の自治体が参加)	34

3 実施方法について

実施方法	直営（借り上げシェルター型・実績払い方式）
事業費	平成30年度実績額（合計） 33,583千円 （北大阪ブロック：13,378千円、南大阪ブロック：20,205千円）
経緯	大阪府では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の施行後、平成15年7月に府と府内の全市町村で構成する「大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会」を組織し、ホームレス支援施策を推進。その一環で、平成16年1月より「①ホームレス巡回相談指導事業」、平成22年1月より「②ホームレス緊急一時宿泊事業」を開始（いずれも大阪市を除く）。生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27年4月1日より、①は自立相談支援事業で、②は一時生活支援事業において実施。
事業概要	府内自治体（大阪市を除く）を北ブロック・南ブロックに分割して事業実施。 参加自治体は一時生活支援事業が必要な者を発見した場合に、利用したい宿泊協力施設へ空室がないか確認をとる。施設から利用可能との返答があった場合に利用し、有料で宿泊場所と食事の提供を受ける。実績払い方式を採用しており、常時宿泊施設を確保しているわけではない。必要な時のみ利用することで、経費を節減。なお、利用料金は当該施設の業態に合わせており、国庫上限額（6千円）（令和元年度から7千円）以外の統一基準は設けていない。
課題・対応	①課題 ○自治体が個別に宿泊協力施設を開拓することは困難。 ○ただし、参加自治体に満遍なく宿泊協力施設が立地しているわけではない。場合によっては、遠隔地の施設を利用せねばならず、支援対象者との面談などに支障。 ○平成26年頃から、外国人観光客の増加に伴い府内宿泊施設の稼働率や宿泊料金が上昇した影響で、宿泊協力施設に利用を断られる事態が発生。 ②対応 ○平成27年度から、救護施設等の福祉施設や不動産会社など、従来は協力をお願いしていなかった団体や、旅館・ホテルの業界団体などにも広報を行い、協力を要請。 ○この結果、宿泊協力施設の数は増加（右上表のとおり）。
参加自治体の役割分担	①大阪府 ○新規開拓した宿泊協力施設との調整業務。 ○市町村間の総合調整、助言、実施要領の作成等の後方支援。 ②契約担当市（ブロックごとに配置・年度ごとの輪番制） ○宿泊協力施設との契約・料金支払いなどの事務手続きをまとめて行う。 ③参加自治体すべて ○所要額の予算計上、宿泊協力施設の開拓。

4 事業実績

① 宿泊協力施設の推移（各年度4月1日時点）

区分	H27	H28	H29	H30	R1
北ブロック	8	8	11	13	14
南ブロック	6	6	8	11	11
南北共用	0	2	3	4	5
合計	14	16	22	28	30
対前年度比	—	+2	+6	+6	+2

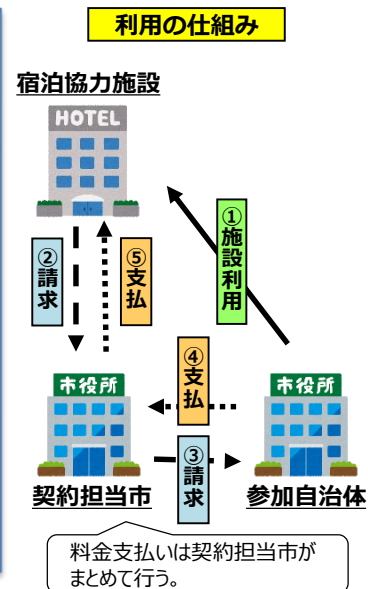
② 利用実績（実人数・延べ人数（丸括弧内））

区分	H27	H28	H29	H30
北ブロック	126 (1,340)	137 (1,555)	150 (1,874)	158 (2,093)
南ブロック	121 (1,243)	139 (2,254)	177 (2,841)	176 (3,215)
合計	247 (2,583)	276 (3,809)	327 (4,715)	334 (5,308)

5 事業実施ポイント

Point

- 自治体への呼びかけ
○単独で宿泊協力施設を開拓することは困難。広域実施により、開拓可能な範囲が大きく拡大するとともに、複数の施設を確保することにより、必要ときに利用可能な体制を構築できる点をアピール。
- 宿泊協力施設の開拓
○旅館やホテル以外に、福祉施設などにも広報することが重要。国の設定した上限額（6千円）の半額以下の金額で利用できる場合もある。また、施設間のネットワークを通じて口コミで情報が広がる効果もある。
○ただし、支払い可能な上限額があることや施設・備品の破損等が生じた場合の処理などについては、必ず事前に詰めておく必要がある



6 取り組んで良かったこと

近隣の宿泊協力施設に空室がないこともあるが、必要ときに利用可能な施設が全くないということはない。また、開拓の負担が非常に少ない。